

補助金・手当

健康づくりへの取り組み
応援します

香美市民の健康づくり活動と、地域における人と人のつながりを強める活動に取り組み団体（5人以上）に補助金を交付します。
詳しい内容については、お問い合わせください。

【事業名】

健康づくり地域ネットワーク推進事業

【対象】

30歳以上の香美市民で構成される団体

【受付期間】 8月1日（月）～8月31日（水）

【補助金額】

1団体につき上限10万円

【選考方法】 書類選考

【事業内容】

次の①と②両方の事業を行うこと。

①健康に関する運動や講演会など

②地域での人と人のつながりを強める活動（次の内1つ以上を実施）

◆団体内でのお互いの見守り

◆取り組み事業への勧誘

◆地域住民に対する特定健診・がん検診の受診勧奨や健康に関する啓発

◆地域内の独居高齢者等への声かけ・訪問等による定期的な見守りなど

【問い合わせ・申請先】

健康介護支援課健康づくり班

☎52・9282

※支所では受け付けできません。

児童扶養手当現況届をお忘れなく

児童扶養手当は、父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している方等に対し支給される手当です。支給している方は、毎年8月中に現況届を提出することとなります。

また、手当の受給から5年を経過する等の要件に該当している方は、一部支給停止適用除外事由届出書を、この現況届とともに、毎年8月中に提出してください。

【問い合わせ先】

福祉事務所 ☎53・3117

香北支所 ☎52・9285

物部支所 ☎52・9288

高齢者向け給付金の
受付期限は8月31日

高齢者向け給付金を受給するためには申請が必要で、支給対象になると思われる方には、申請書を発送しています。

支給対象に該当する方は、申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、お早めに申請してください。申請後、申請内容を審査し、結果を郵送でお知らせします。なお、申請から振り込みまで、1～2カ月程度かかりますのでご了承ください。

受付期限が迫っていますので、早めの手続きをお願いします。

【受付期限】

8月31日（水）

【問い合わせ先】

福祉事務所 ☎53・3117

健康づくりの組織として、

土佐山田地区には香美市健康づくり婦人会、香北・物部地区には香美市健康づくり推進員協議会があります。

健康に関する知識や情報を、地域の方々に伝える伝達者として活動しています。

また、特定健診等の受診をお勧めするため、ご自宅にお伺いすることもあります。

【問い合わせ先】

健康介護支援課健康づくり班

☎52・9282

園芸用ハウスの災害復旧

自然災害で被災した園芸用ハウスの復旧を支援します。

【要件等】

園芸施設共済に加入していることなどの要件があります。

【補助対象経費】

ハウス本体（被覆資材を除く）および附帯設備の復旧

【補助率】

①新設 15分の8

②中古 2分の1以内

【問い合わせ先】

産業振興課 ☎53・1062

その他

水の事故を防ごう！

海や川などで水遊びを楽しむ季節となりました。水の怖さを再度確認し、子どもだけの水遊びには注意しましょう。ライフジャケットの活用も有効です。

危険な水遊び等を見かけた際には、最寄りの警察署等にご連絡ください。

【問い合わせ先】

南国警察署地域課

☎088・863・0110

湖水祭りへの来場は
無料シャトルバスで！

今年も8月14日（日）に開催を予定している奥物部湖水祭りでは、例年、来場者数の増加により、会場周辺での混雑や、駐車場不足によるUターンを余儀なくされる方がたくさんいます。さらに今年は、昨年比で駐車台数が200台ほど減少します。

その対策として、香北町のアンパンマンミュージアム周辺臨時駐車場から会場

までの無料シャトルバスを、16時頃から順次運行することになりました。

香北町、土佐山田町、高知市方面から自動車で来場する方は、ぜひ公共交通機関や香北町からの無料シャトルバスをご利用ください。

帰りはJR土佐山田駅行き臨時バスもあります。

皆さんのご協力をお願いします。

【問い合わせ先】

奥物部湖水祭実行委員会

（物部支所地域振興班内）

☎52・9289

健康づくりを進めています

健康づくりの組織として、

土佐山田地区には香美市健康づくり婦人会、香北・物部地区には香美市健康づくり推進員協議会があります。

健康に関する知識や情報を、地域の方々に伝える伝達者として活動しています。

また、特定健診等の受診をお勧めするため、ご自宅にお伺いすることもあります。

【問い合わせ先】

健康介護支援課健康づくり班

☎52・9282

お買い物は香美市で！
香美 i n g 商品券販売

香美市商工会では、20%のプレミアム付き商品券・香美 i n g 商品券の販売を予定しています。

購入方法については、詳細が決まり次第、香美市商工会ホームページ・香美市公式ホームページ等でお知らせします。

【使用期間】

12月1日（木）～平成29年1月31日（火）

ぜひご利用ください。

【問い合わせ先】

商工会 ☎53・4111

障害者福祉の各種手当

届け出が必要です

各種手当所得状況届 8月中に提出を！

特別障害者手当・障害児福祉手当・経過の福祉手当・特別児童扶養手当を受給している方は、所得状況届の提出が必要です。対象者は所得状況届を毎年8月中に提出してください。

各種手当のご案内

◆特別障害者手当

月額26,830円。心身に著しく重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の方に支給されます。ただし施設に入所している方や3カ月以上入院の方は申請できません。

◆障害児福祉手当

月額14,600円。心身に重度の障害があり、日常生活に著しい制限を受ける20歳未満の方に支給されます。ただし、施設に入所している方や公的障害年金を受給している方は申請できません。

◆特別児童扶養手当

月額1級（重度）51,500円・2級（中度）34,300円。心身に重度または中度の障害のある20歳未満の児童を監護している父母や療育者の方に支給されます。ただし、対象児童が施設に入所している場合や、公的障害年金を受給している場合には申請できません。

※申請に診断書等所定の書類が必要です。

なお、各手当の障害程度基準に該当しない場合や、受給資格者および扶養義務者の前年所得が一定額を超える場合は受給できません。

◆問い合わせ・提出先

福祉事務所 ☎53-3117
香北支所 ☎52-9285
物部支所 ☎52-9288

